

	カテゴリー	内容	問題点	対応策	今後の対応
1	公的制度の体制	成年後見人が選任されるまでの間の支援者	手続きに時間がかかる。 体制強化が必要。	R4～社協への委託料を増やし、体制強化を図った。	体制強化により、どの部分が改善されたのか。 それでもなお、対応できないことの洗い出し。
		日常生活自立支援事業決定の迅速化、受入れ件数を増やす			
2	医療行為の同意	医師からの説明を聞く	医療行為の同意が本人以外の第三者に求められている。	人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを参考に対応する。 事前にACPやエンディングノートなどの準備をしておく。	家族以外の支援者が判断するものではない。 ガイドラインに沿い、複数の人による話し合いの場を設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて方針等について検討する。
		緊急OPE、入院・手術・治療方針に関する判断			
3	入退院・入退所	入所に係る荷物の整理	身元保証人が不在 →転院やしかるべき施設への入所手続きができない。	当初、身元保証人がいないことを理由にサービスを拒むことはできないが、その後の対応策の検討。 ※未払いは別	正式に届けられた関係者による話し合いの場を、身元保証人に替わるものとするシステムが構築できないか。
		入退院、施設入所の手続き、			
		死亡後の未払い金、残置物の処理			
4	民間の 身元保証会社	お金がなく、民間の身元保証会社を利用できない	不安はあるが、他に手段がない。ただし、すべてをカバーできるか、お金が持つか？	日本弁護士会リーフレット チェックリストを紹介	身元保証会社の役割の整理。 身元保証会社の公的機関への登録による公的化。 身元保証会社に替わる受け皿の設立。
		民間の身元保証会社の監督庁がない、不安、不透明感			
5	家族関係	引き取り、かかわりを拒否される	家族や身元保証人がいても、機能しない。役割を求めることができない。	普段から家族・親族関係を良好に保つことが重要。 エンディングノートの準備やACPに取り組む。 家族・関係者会議のセッティング。	市民への啓発。 本人の意思判断能力の有無にもよるが、有事の際の対応表を作成し、同意を得ておくこと。
		身元保証人がいても、高齢や障害、遠方等により機能しない			
		親族間での意見の食い違い			
6	その他	軽度認知症や認知機能の低下がみられない方で保証人がいない場合	意思がある方への対応は、別途検討が必要。	身元保証人がいないことを理由にサービスを拒むことはできない。本人が理解できるようにわかりやすく説明を行うとともに、緊急連絡先などがない場合は記録に記載する。	意思判断能力がある人に対しては、犯罪でなければ強制はできないことを認識し、慎重に、かつ根気よく説明・説得を行う必要がある。
		本人は身寄りがないと言うが、本当かどうかわからない	親族調査の権限。	親族調査に関する多面的な検証・検討が必要。	